

“神の子”は性別によらず

生長の家白鳩会会則改正に伴うジェンダー関連問答集

はじめに

二〇二四年七月、生長の家参議会で「生長の家白鳩会会則」が大幅に改正されました。その改正の目的は、次の三点です。

- (1) 一般社会の変化に即して、運動が「数から質」へと転換されたことと白鳩会会則を整合させる。
- (2) 教区の実情に合わせた柔軟な運動が進められるように、文言を改める。
- (3) 古い漢字表記を平仮名にする。

この『神の子』は性別によらず——生長

の家白鳩会会則改正に伴うジェンダー関連問答集』（以下、「問答集」と略記します）は、この三点のうち、第一点目の目的に関わるものです。

では、ここでいう「一般社会の変化」とは何でしょうか。『P B S 活動の手引き（暫定版）』では、宗教意識の変化に触れて解説されましたが、この冊子では、新たな女性観と性についての捉え方——具体的には会則の第三条と第四条の条文に新たに加わった「ジェンダー平等」と「性自認」の考え方について解説を行います。

この二つの文言が追加された理由は、生長

の家が立教された一九三〇（昭和五）年当時と現在とでは、人々の価値観や社会状況が大きく異なり、当時の女性観や性意識にもとづく会則を今後も維持することが、私たちの運動の発展に寄与しないとの判断があるからです。生長の家が立教された当時の日本は、明治憲法の下で、法律によって女性は男性よりも下等な存在と見なされてきました。戦後は、現行憲法で男女平等が定められたものの、「女性は家庭を支え」「男性は社会で働く」という旧来の考え方が依然として一般的でした。そして、白鳩会会則にも、この固定的な役割分担論を支持する箇所がありました。こうした背景のもとで、第三条に「ジェンダー

平等」の文言が追加されました。

また、現在では、自分の性をどう捉えるかという心の問題——「性自認」の方が、個人の幸福にとって生物学上の性別よりも重要と考えられるようになりました。つまり、生物学上は男性であっても、本人が自分を「女性である」と認識している人は、女性として社会に受け入れられるべきだという考えです。そのような時代の変化に応じて、会員の資格を規定する第四条を改正し、「性自認」を含む女性も、白鳩会の会員として受け入れることになりました。

なお、男性の信徒からなる生長の家相愛会においても、会則改正には至っていませんが、白鳩会と同じ方向への変化が予定されて

います。

生長の家では社会の変化に応じた運動を進める重要性を説いてきましたが、ジェンダー（男性・女性であることに基づき定められた社会的、個人的関係）の問題については、これまで十分に議論されてきませんでした。このことは、特にジェンダーの問題について理解が進んでいる欧米諸国や国内の若年世代の間で、少なからず運動の伸展に影響を与えてきました。生長の家がジェンダーの問題について議論してこなかった理由は、生長の家自身が長年、男女別による固定的な役割分担論を前提として運動を進めてきたからです。文書伝道を布教の重要な手段としてきた生長の家では、創始者、谷口雅春先生が明治憲法下の

法律や社会常識等にもとづいて説かれた教えが、聖典等の重要な部分を占めてきました。創始者の教えは尊重されなければなりません。そこで、「性別による固定的役割分担論」は、その後の日本社会の大きな変化、国際社会の常識の変化にも拘わらず、八十年以上も説かれ続けてきたのでした。しかし今回は、先に掲げた理由により、ジェンダー問題を教えとの関係でしっかりと見つめ直すことにしました。

このような背景があるため、今回の白鳩会会則の改正によって、私たちはこれまで運動の中であまり使われてこなかった「ジェンダー平等」や「性自認」などの概念を、教義との関係で正しく理解する必要が生じてい

ます。そのため、この冊子を発行する運びとなりました。本冊子ではまず、二〇二四年六月十七日の谷口雅春大聖師三十九年祭において、総裁・谷口雅宣先生が話された生長の家の女性観についてのお言葉を収録しました。これに続いて、ジェンダー関連で想定さ

れる問答を九つ掲載しました。
読者の皆さんがこの冊子を読み、生長の家の女性観や、会則のジェンダー関連の改正の意義を知り、また今回の改正の背景にある社会状況、そして今後の運動への理解を深める一助となれば幸いです。

目次

はじめに……………1

“男女平等”と生長の家……………6

生長の家の女性観は？……………7

社会の変化と教えとの調和……………10

日本における女性運動……………20

憲法草案に“男女平等”を書き込んだ女性……………25

ジェンダー関連問答集……………31

“男女平等”と生長の家

谷口雅宣

皆さん、ありがとうございます。

今日は、谷口雅春大聖師三十九年祭であります。今、御祭のほとんどの部分はすでに終わりましたが、ここ生長の家総本山の龍宮住吉本宮顕斎殿には、多くの方がお集まりくださいました。それと同時に、インターネットを通じて日本全国、あるいは世界中で多くの方々が、この御祭には参列いただいています。そのことに心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

ご存じの通り、こんにちでは新型コロナウイルスによる感染症は、一応終息したことになっています。昨年から谷口雅春大聖師の年祭では、私がこの長崎の会場に來させていただいて、近辺の教区の方にも参集していただき、その他の地域の人々へは、インターネットで御祭の様子を放映することで参列するという形式で行われています。その二、三年前は、対面での御祭ができなかったですね。御祭だけでなく、生長の家では練成会や見真会などの対面式行事は中断していました。それが今、復活してきているということは大変有り難いことで、私たちの運動が元へ戻りつつあるということです。

しかし、よく考えてみますと、この感染症のおかげで世界的に大きな変化が起きました。この御祭がそれを象徴していますが、今、日本全国の教化部では様々な行事が当たり前のようインターネットで配信されている。ここに集まれた方々は、その中でも例外的に、私と直接対面されているわけです。インターネットによる映像配信は、企業の経営や株主総会のやり方などを変え、今やあらゆる分野で活用されています。このように、社会は大きく変わってきているのですが、今日は、その変化の中で「変わらなかったこと」「変わらないもの」について考えてみたいと思います。

生長の家の女性観は？

変化する運動の中で「変化の少ない側面」は、細かいものではたくさんあります。が、変化があまりない「大きなもの」が一つあるのです。昔からあまり変わっていないものです。それは本来に大切なものか、そうでないのか？ というのが今日のポイントです。

そのことをなぜ雅春先生の年祭で扱うかと言えば、とても重要だからです。今、山梨県にある

生長の家国際本部「森の中のオフィス」では、「生長の家白鳩会会則」の改正が検討されています。^{*1} ここにお集まりの方々の多くは白鳩会の幹部だと思えますが、白鳩会の会則は雅春先生の時代からずっと変わっていないかといいますと、そうではなくて、変わってきているところも多々あります。しかし、その中でも基本的に変わらないところがあって、そこを今、どうしたらいいかが検討されている。そのうち中央委員会が開かれて、その結果が参議会上がり、会則の改正が行われると思います。今日はその改正のポイントは何かについて、予め皆さまにお知らせし、一緒に考えていただきたいのであります。

それは、白鳩会会則の中で、「女性の立場」をどう扱ったらいのかということですが。皆さま方は、これまで生長の家の運動を進める中で「女性の立場」についていろいろ考え、また経験されてきたと思います。昔は、生長の家には組織としては誌友相愛会しかなかった。そこへ「白鳩会」という女性の集まりができたのですが、その集まりは、しばらくは実質的に相愛会に付属するような形で行われていました。その後、谷口清超先生の時代になって、白鳩会を組織としてもっと独立させて「各組織が独自に運動を展開していく」という三者組織の運動に移行しました。

それ以上に今、何が必要なのかということですが、ポイントをはっきり申し上げると、これです——「生長の家は『男女平等』か」です。皆さん、どう思いますか？ 男女平等ですか？ 私は、

「そうだ」と思う人と、「いや、そうじゃない」と考える人が、半々ぐらい存在しているのではないかと思うのです。しかしこの件は今の時代にうやむやであってはいけないので、早く結論を出したい。そこで、雅春先生も聞かれているこの顕斎殿の御祭の中で、本件の結論を出そうというのが、今日の私の目的であります。

皆さんはご存じかもしれませんが、「男女平等」についての生長の家の立場は、はっきりしていないのですね。夫婦関係の場合は、夫を「針」とし、妻を「糸」とする喩え話がよく使われますが、男女の関係がもしそうであれば、白鳩会の運動も昔のような、相愛会に付属する運動でよかったです。実際にはそうではなくてきています。大袈裟に言えば、今では白鳩会の後ろに相愛会が従っているような状況は、全国に結構多いのではないのでしょうか？ では、「針と糸」の関係は逆転すべきでしょうか？

この問題は長らく検討されてこなかったのですが、今なぜ私はその話を申し上げるかということ、現在、日本が所属している国際会議にG7 (Group of Seven) というのがあります。この間も会合がありました。このグループは先進国——世界で「一番先」を走っていると見なされているアメリカ、カナダ、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、そして日本の七カ国で構成されています。そのG7の中で今、日本だけが女性観や男女平等の意識が社会として遅れていると言わ

れています。それでも日本の社会では戦後、これに関するいろいろな法律が制定されてきて、この後で詳しくお話しますが、政府の中にも女性の地位向上を扱う専門部門もできている。では、「生長の家はどうか？」と問われるとよく分からない……それが現状だろうと思います。

——少し時系列に整理しましょう。今年の年祭は「三十九年祭」ですから、谷口雅春大聖師が昇天されてから約四十年が経過しています。第二次世界大戦が終わってからは七十九年もたっています。ほとんど八十年ですね。世界大戦が終わった後、日本はアメリカを主体とする連合国の支配下に置かれた時代があった。その時に、現行の日本国憲法が作られましたね。それによって社会がずいぶん変わったということは、皆さんすでにご存じです。このように、八十年がたつと世界はかなり変化します。もう少し前から考えると、生長の家の立教は一九三〇年ですから、九十四年もたっています。ほぼ一世紀がたっている生長の家の運動の中で、「女性の立場」についてはいまだに議論があり、はつきりしていないというのが現状です。

社会の変化と教えとの調和

ところで、宗教運動には、激しい社会の変化の中では「秩序を守る」という役割が一つあります。変化の時代には人々の心は不安になりますから、ここでは「一定した教えを説く」ことで秩序が保たれます。しかしその反面、社会を支えていくことも宗教の重要な役割ですから、社会の変化に応じた「教義の解釈」が行われるのが普通です。それを拒否する宗教は「原理主義」に陥ることになります。

世界には、確かに原理主義の宗教があります。イスラームの原理主義は有名ですが、キリスト教にも原理主義があつて、それはアメリカの南部や中西部の地域で盛んな信仰です。その中には、ドナルド・トランプ氏の主張と共通するものもあります。アメリカは自由主義の国ですから、国民のものの考え方には日本よりも幅がある。

では、生長の家ではどう考えたら良いのでしょうか。変化する社会の中では、教えと社会を調和させるべきなのか。それとも、そうすべきではないのか？ この質問への答えは、はつきりしていません。それは、私がこれまで何回もいろいろな所で申し上げている通り、生長の家は原理主義ではありませんので、「社会の変化に応じて必要なものは変えるし、必要でないものは変えない」という立場です。この問題については、雅春先生もきちんと仰っています。例えば、『生命の實相』（頭注版）では第三十九巻仏教篇の「はしがき」に、はつきり書いてあります。皆さまには、そのご文章をぜひ思い出してくださいなので、朗読します——

あらゆる人間の救いの原理は一つでなければならない。それは人間の生命の起源が一つであるから、その救いの原理も一つでなければならないのは当然の帰結である。しかるに世界には多くの宗教があり、互いに排擠して、自己のみ真の救いの原理を把握するのだと主張する。それはなぜであろうか。それは各民族に、また各地域に、また各時代にはそれぞれの雰囲気があり、民族精神があり、時代精神があり、それに連関せずに「救いの原理」を説いても、あまりに時代や、民族に懸絶せるものは理解しえないがために、教えが時代および民族に意識的または無意識に適するように説かれるようになったのである。

(原文は総ルビ)

一つの宗教は発展すると、必ず社会への「適合」や「適応」が行われると言えるのです。宗教が誕生して長い時間がたつてくると、場合によっては「別の教え」のように見えることさえ起こります。それは、教えが拡がった土地の文化や環境に順応した説き方がされるからです。ですから、歴史のある宗教の教えを時代別に横に並べると、別の信仰のように見えることもある。けれども、それは「周縁部分」の違いであり、「中心部分」の変化ではないというのが、私たち生長の家の基本的な立場です。この基本的考えからすると、「女性の立場」についての教えの表現は「周縁部分」

に属しているから、「人間・神の子」という中心的教えの展開に従うべきである、ということになります。

生長の家の運動が始まっておよそ一世紀がたちます。その中で、社会には大きな変化が起こりました。すると、初期に説かれた教えは、特に教えの「表現」には、環境や時代に応じた変化が必要になってくるのです。論理的に考えるとそうなります。

では、「男女平等」の考え方についてはどうなるのだろうか——というのがこの後のテーマです。先ほど少し触れましたが、現在、私たち日本の社会では、政府の正式な機関として「内閣府男女共同参画局」というのが存在しています。この名前から考えると、人が社会人として仕事や消費生活に参画する時、男女の差別なく共に参画すべきだという考えがもたれているのでしよう。この部門のトップである男女共同参画担当大臣は現在、加藤鮎子さんです。ところで、インターネットで調べると分かるのですが、この部門の英語表記は日本語と少し違うのです。英語では「Gender Equality Bureau Cabinet Office」となっています。英語が分かる方は、この日本語と英語を比べてみて「あれっ?」と思われませんか? この英語は、日本語をきちんと翻訳しているのだろうか? と……。

私が時々思うのは、日本の行政機関で使う言葉や外交用語の中には、日本語表現と英語表現

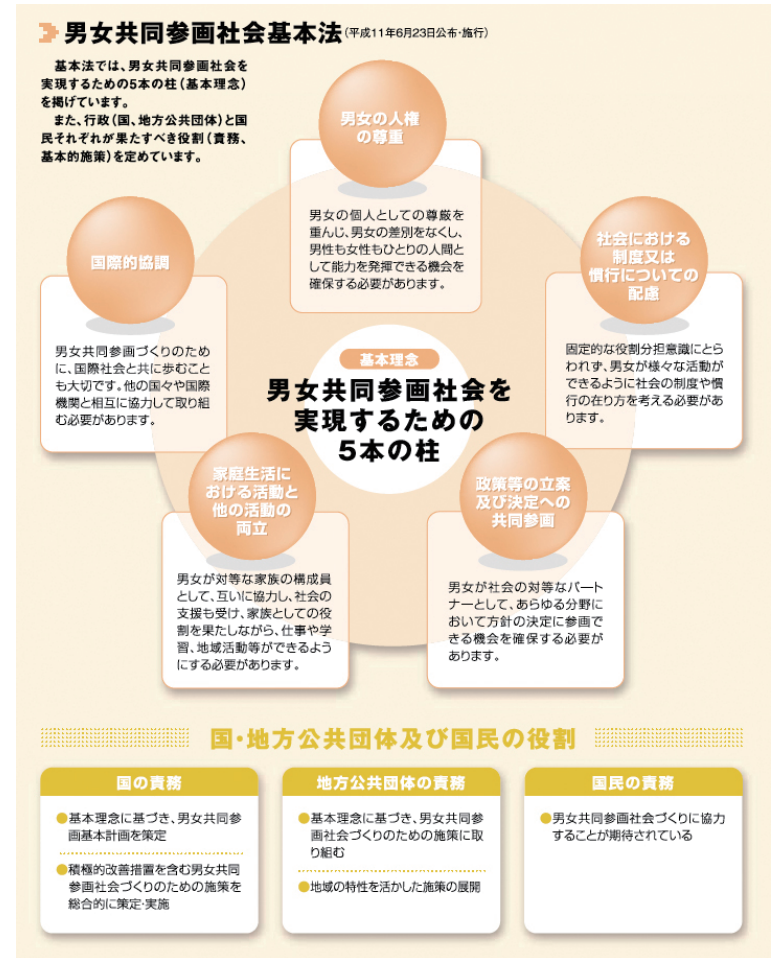
の間にズレがあることです。それは「うっかりミス」というよりは、分かっているが少し違う日本語や英語を使ったりするのでしょう。この「男女共同参画局」も、その例の一つです。「gender equality」という英語は、ストレートに訳せば「男女平等」という意味です。それならなぜ日本語表現を「男女平等局」としないのでしょうか？ 今の役所は「男女共同」という言葉を使っている、この日本語には「男女が共同で社会に参加すればよく、必ずしも平等でなくてよい」というニュアンスが含まれている、と私は感じます。

「男女共同参加」という言葉から私が連想するのは、高校野球のことです。高校野球では選手は男ですが、マネージャーを女子がやっている所は多い。また、チアリーディングは、ほとんど女性です。でも、彼らは男女双方が高校野球に参加しているのですから、「男女共同参加」という意識で野球をしており、そう表現しても何も問題ありません。だから、「男女共同参画局」という日本語名を作った役人の中か、あるいは政府の政治家の中に、「男女平等」という言葉を使うことに反対する意見があったのかもしれない。「高校野球程度でいいじゃないか」という考え方です。

ところで、日本の政策はG7諸国に向かっては英語で発信されますから、「Gender Equality Bureau」という英語を使えば、「なるほど日本は男女平等を目指しているのだ」というメッセージを世界に送ることができるでしょう。しかし、当の日本語では「男女共同参画」ですから、「現状とそれほど変える必要はない」というメッセージのようにも読めるのです。巧みなダブルスタンダードかもしれません。

このことは、皆さんも報道などをよく読まれると分かると思います。日本社会の現状は、「男女平等」からはまだまだ距離があります。確かに、連合（日本労働組合総連合会）の今の会長は芳野友子さんという女性です。また、私は、ここ（総本山）に来る時に日本航空の飛行機に乗りましたが、日本航空の今の社長も女性で、鳥取三津子さんと言います。しかし、この双方のトップは、これまではずっと男性が独占してきたのです。つまり、女性がこのポジションにいたのは初めてなのです。また、経団連に所属する多くの会社の代表を見ても、男性である場合が圧倒的に多い。このように、今の日本社会は男女平等ではありません。しかし、それに向かって進んでいくのが「男女共同参画」であるということなのでしょう。今まで女性が就いたことがなかった職種や地位——例えば、大型トラックの運転手など、今は女性の姿もチラホラ見えますね。そのように、今まで男性で占められていた職種に女性が参画するようになってきている。それを進めていこうというのが、今の政府の「男女共同参画」の方針だろうと私は推測しています。

この図は、男女共同参画社会基本法ができた時の精神を表現したものの（図、次頁）です。男女共同参画局のホームページからそのままもってきました。見えにくいと思うのですが、五つの円



図：男女共同参画社会基本法の概要(内閣府)

があつて、右側の円の一つに書いてある言葉を紹介したい。こうあります――

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

つまり、これから「考えて」いこうということです。「変えよう」ではないのです。男女共同参画社会基本法ができたのが一九九九(平成十一)年で、今年で二十五年――四半世紀がたつていきます。ですから、「ぼちぼちやっていくか」というところだろうと思います。つまり「男女平等」は理想としてはあるけれども、まだ到達していません。

これに対して、生長の家では「男女平等」は説かれていないのです。では、否定しているのかというと、そうではない。生長の家の基本教義では「人間は、男女にかかわらず全て神の子」だからです。では、社会の中で男女はどうやって生きるのかといったら、生長の家はかつて、「男は仕事で女は家庭」とする固定的な役割分担説を採っていました。今はそうハッキリとは言いません。言っていないのか、それともいけないのかも分からない。よく分からないので、今日はそれをよく分かるようにしたい、というのが私の目的です。

生長の家が発祥した時代にできた『白鳩』創刊号を今、画面に出しました。これは一九三六年三月七日の日付で発行されました。三月七日は何の日ですか？ 谷口輝子先生のお誕生日ですね。ですから、雅春先生は輝子先生のことをしつかりと認めて、この雑誌を発行されていると言えます。だから「男女平等」などと改めて言わないで、それでいいじゃないか」という考え方もあります。しかし、雅春先生はこの『白鳩』創刊号に「創刊の辞」を寄せられていて、そこに当時の雅春先生のお考えがはつきり書いてあるので、そこから学ぶことは重要です。

女性の天分は、愛と美と優しさと純潔とですぐれている。その意味に於て、『白鳩』は女性のシンボルである。併しこの雑誌はただの知識や教養を与える単なる雑誌としては終らせたくない。日本に於て最初に起った真の女性運動の

その後括弧書きの文章が挿入されていて、そこが重要です。

(今迄の女性運動のように男性の圧制に対する反動的ではない)機関として、女性的天分の愛と美と調和と平和と優しさを拡大して行く實際運動の機関として、連絡者として此の雑誌は使命

を持つものである。男性の専制に対して立ち上つても、女性は真に幸福にはならないのである。吾らの使命は女性がより多く女性であるが故に、男性が専制になろうとしても専制になり得ないような大調和の世界の創造にある。

(同誌一頁、原文は旧漢字、旧仮名遣い、総ルビ)

ここで雅春先生は「真の女性運動」という言葉を使っている。白鳩会のことです。さらに注目すると「今迄の女性運動」と書かれている。つまり、『白鳩』が創刊された一九三六年よりもずっと前から、日本では女性運動というのは起こっていたのです。「女性運動」の意味は、女性の政治的な自立を実現しようという運動です。雅春先生は、ここでは「真の女性運動とは、そんなものではないよ」とおっしゃっているのだから、当時までの女性運動を「否定」とまでは言えないけれども、あまり認めておられなかったということが分かります。

どうです、皆さん？ ここにお集まりの女性の方、この『白鳩』創刊号に描かれた男性観、女性観に賛成ですか、反対ですか？ まあ、簡単には言えないかもしれませんが、これは重要なことは、これは我々に向かって書かれている言葉ではないということです。そのことを忘れないように。これは、八十八年前の日本の女性に向かって、当時の雅春先生が『白鳩』誌の創刊号に書かれた

ご文章です。今もし雅春先生が御在世であつて、同じように白鳩会の雑誌に書いてくださいと頼まれた時、私はこのようなことを書くとはとても思えない。なぜなら、八十八年たてば社会はそれだけ変わってきているからです。ですから、このご文章を書かれた時の雅春先生は、当時の社会の女性に対して最も適切と思われた表現を使つて教義を説かれたということです。『生命の實相』第三十九巻のはしがきに書いてある雅春先生のお考えを援用すると、そうなるのです。だから、『白鳩』創刊号のこの御文章を金科玉条にして、二十一世紀の今、これからの女性もこうでなければいけないと説くことは原理主義となります。生長の家は原理主義ではないのですが、私がこれを引用したのは、歴史的事実として皆さんにしっかりと知っておいただきたいからです。

日本における女性運動

さて、この後、日本では何が起こったかをまとめます。

一九三六年に『白鳩』が創刊されました。その後、一九四五年——これは日本が戦争で負けた年ですが、治安警察法が廃止されて、女性に結社権ができました。「結社」というのは、特定の目的をもつた人々のグループです。女性がそういうグループを結成する権利が、戦争が終わるまで日本にはなかったのです。今から考えると、「本当ですか？」と驚きますね。しかし、それは歴

史的事実です。さらに、同じ年に女性に参政権が与えられました。これも今考えると「ウソだろう？」と思いますね。

ところで敗戦後、アメリカ軍が来て日本は占領され、その後女性に参政権が与えられて日本国憲法が公布されたという一連の流れを考えると、まるで「アメリカの社会から、アメリカの文化が移ってきた」という誤解を受けるかもしれません、決してそうではありません。日本での婦人運動というのは敗戦の二十五年前から——あるいはもっと前からと主張する人もいますけれど、そのような昔から起こっているのです。日本では明治末期から大正にかけて「大正デモクラシー」と呼ばれる政治的運動が、土着で起こりました。要するに、日本の民主化の流れは、外国の干渉とは一切関係なく、日本人の中から生まれてきた。その中に「女性運動」「婦人運動」と言われるものがあつたのですが、これが政治運動として実際に成立したのは、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）が来てからです。それまでは、できなかったのです。そして、一九四六年に女性に公民権が与えられました。これも、今から考えると信じられないですね。「公民権」とは、政治家になる権利です。つまり、それまでは日本の女性は政治的な会合に出席できなかったし、会合を開くこともできず、投票もできず、ましてや政治家として立候補することなどできなかった。それが戦前の日本社会だつたのです。

ところで、皆さんもよくご存じの通り、今の日本は東京都知事選のまっただ中[＊]です。有名な人、有名でない人といろいろですが、たくさんの女性が東京都知事になろうと立候補しているではないですか。皆さん、これに何か問題がありますか？ 問題ないですよ？ 我々の意識は戦前と比べて、そこまで変わってきている。その証拠に、今は『白鳩』創刊号に書かれているような、「男性の専制に対して立ち上がる」などと言っている人は、候補者の中には一人もないです。それはもう終わった時代のことだからです。今、立候補している人々は、自分の政治的な信念を都政に生かすために——そうでない人も多少いるようですが……性別に関わりなく、当たり前の人間として立候補している。それでいいのです。いけないですか？

日本の婦人運動は、生長の家の立教（一九三〇年）より十年以上前から起こっていました。もちろん、日本とアメリカが戦争をするずっと前からです。その婦人運動の中心になっていたのが市川房枝さんや平塚らいてうさんたちです。まず「新婦人協会」という団体をつくろうとしました。ところがこれは当時、違法だったのです。「女性は政治的結社を作ってはいかん」と法律にはつきりと書いてあったのですから。しかし、それでもやむを得ず、自分の身のリスクを冒してでも女性の権利のために運動をしていた人がいた。アメリカに何かを言われたわけでもないのに、自分の信念が彼女たちを動かしていたのです。

新婦人協会は、まず何を達成しようとしていたのか？ 同協会ができたのは一九二〇（大正九）年ですが、まずは普通選挙を実現しようとしていたようです。このことを研究している人が当時の日本の様子を書いている文章があるので紹介します。当時の日本で、どのようなことが起こっていたのか？ 矢田山聖子さんが書かれた『陽の女らいてう』からの引用です——

世の中は毎日のように普通選挙を叫ぶ民衆が芝公園や山王台、二重橋辺りに集まり、その代表が国会議事堂に押し寄せていた。その面会者の間をぬって、らいてうたち二、三人の婦人が議会を出たり入ったりして戸惑っている姿は、心もとなくみじめであった。

（同書、二七九頁）

何のことか、ピンとこない人もおられると思うので、解説します。

ここにある「普通選挙を叫ぶ民衆」——つまり、国会議事堂の周辺に集まっている人々は皆「男性」だと考えていいでしょう。なぜなら当時は、女性は政治的集会に参加してはいけないことになっていたので。しかし、それではとても婦人運動にはならないので、二、三人の少人数の女性が、こっそりと議会を出たり入ったりしている。そのような姿だったというわけです。つま

り、この頃の日本では女性に参政権がなくて、政治運動も政治活動もしてはいけないことになっていた。それでもやむを得ず、違法と知りながら女性運動家は活動してきたというわけです。その後はどうなったかということと同じ本から引用します。

明治二十二年の大日本帝国憲法の発布以来、日本の婦人は政治から締め出された。明治三十三年、治安警察法ができてからは、その第五条で日本婦人は、軍人、警察官、神官、僧侶、教員、未青年者、不具者とひとからげにされて、きつぱりと政治から追い出されていた。

(同書、二七八頁)

今からでは想像できないのですが、政治家になれる種類の人が治安警察法では定められていて、そこには政治家になれない種類の人を定める「これを除く」という文章がありました。その除かれている人が、軍人、警察官、神官、僧侶、教員、未青年者、不具者……に加えて「女子」と書いてあった。だから、私なんかも「僧侶」とか「神官」に属するだろうから、昔は政治家に立候補できなかったのです。警察官も軍人もダメだった。明治憲法下の社会は、そういう不自由が多かったのです。だから、婦人参政運動をやるには、まずこの法律の第五条の中から「女子」

の二文字を取り去らなければならない。その運動を平塚らいてうさんや市川房枝さんはやっていて、そこから日本の婦人運動はスタートしたのです。このような女性による参政運動が展開された結果、一九二二(大正十一年)年になって、ようやく治安警察法第五条の修正が議会を通りました。そして、その後、女性が政治集会に自由に参加できるようになった。しかし、女性の参政権はつきり認められるのは、日本国憲法の公布を待たなければならなかったのです。

この辺の前後関係をしっかりと頭に入れておいてください。

憲法草案に「男女平等」を書き込んだ女性

ところで、我々が谷口雅春先生から教えられたように、現行の日本国憲法の下案は、確かにアメリカのGHQによって作成されました。しかし、このGHQで憲法草案を書く「草案起草会議」のスタッフの中に、一人の女性がいました。委員会のメンバー二十五人の中の「紅一点」とも言える女性で、名前はベアテ・シロタ・ゴードンさんです。

この人は、憲法の起草からだいぶ年を経てから『1945年のクリスマス』(朝日新聞出版、文庫版)という本を書かれました。一九四五年は敗戦の年で、その年のクリスマスの頃、GHQの本部では日本国憲法が起草されていた。その頃、ベアテ・シロタ・ゴードンさんは、草案中に「男

女同権」あるいは「男女平等」という文言を書き込んだのです。何のためかというところ、彼女は「男女平等」の考えは日本で受け入れられるに違いない」という信念をもっていたからです。その信念がどこから来たかというところ、ゴードンさんは日本で育ち、日本人の生活をよく知っていた。小さい頃に十年間を過ごし、戦争が始まりそうになったのでアメリカに帰ったのです。生まれたのはオーストリアで、両親がユダヤ教徒だったので、ユダヤ人としてナチスの迫害に遭う危険が迫ったため、家族でアメリカに亡命しました。ゴードンさんは日本で幼年期を過ごし、日本の社会の中で生きてきました。だから、「男女平等」の考えを日本の憲法に書き込むことについて、上司や同僚の中には疑問視する声もあったけれど、自分の日本での経験に基づいて大丈夫だと判断し、「男女平等」を日本国憲法に書き込むことを主張し、それが実現したのです。だから、日本国憲法は戦勝国の力による単なる「押しつけ憲法」とは言えないのですね。

また、この本には、ジョン・ダワーという日本近代史研究の歴史家が書いた「ベアテ・シロタ・ゴードンを偲ぶ会」へのメッセージが収録されています。次に、その文章を読みます——

私はベアテ・シロタ・ゴードンとは面識がなく、歴史学者として彼女を知るのみです。しかし彼女は、歴史に大きく貢献したその短い時期に、稀まれにみる瑞々ミヤミヤしさで輝いて見えるので、

私は彼女に格別な親しみを感じています。もちろん私は、一九四六年に草稿が書かれた日本国憲法の、一四条と二四条に男女同権をうたった彼女の役割のことを、語っているのです。

当時のベアテ・シロタなしでは、これらの人権の平等を保障する条項は誕生しなかったでしょう。長い年月がたった今でも、その光景を想像すると息をのむような気がします。それは、壊滅状態にあった国土の新しい憲法草稿を、全力をあげて準備していた男性ばかりの部屋のために、ただ一人、エネルギッシュな二二歳の女性がいた、というだけではありません。

焦土と化した東京で、ベアテ・シロタが世界中の憲法について参考になる本を集めようと、焼け残った図書館を探しジープを走らせているところから、この話は始まります。そのあと、アメリカ憲法にも書かれていない男女同権を、日本の憲法が保障することをどう正当化するのか、と上司たちが彼女に問いたですという緊張感に満ちたドラマとなります。そして英語の草稿を日本語にしていくというデリケートな作業の最初の段階において、ベアテ・シロタが二つの言語に堪能な、その稀に見る語学力を駆使して日米両サイドの交渉を助ける、という決定的なシーンにつながっていきます。

しかし、そのシーン以前にも同じように強く、私の心に響くことがあります。まずなぜこの若い女性は、憲法で男女同権を認めることが、日本にとって大きな進歩になると信じていたの

でしょうか？　さらにもっと興味深いことに、なぜ彼女はこの条項が日本人々に支持される、と確信していたのでしょうか？　その答えの鍵は、六歳だった一九二九年から一九三九年まで、東京で人々の暮らしを身近に観察した彼女の非凡な知性と思いやりにあるのです。

（同書、五～六頁）

ゴードンさんが住んでいたのは東京の乃木坂の周辺で、私が住んでいた原宿とそんなに遠くない。そこには世界聖典普及協会と日本教文社のオフィスがあり、私は若い頃、その双方に通っていました。それから彼女には原宿にも知り合いがいて、近辺を歩いていたと書いてあります。

この本は、「憲法成立過程」という一見無味乾燥で冷徹な政治ドラマの中に、人間の血の通った信念と理想の物語があったことを教えてくれます。ぜひ皆さんに——特に女性の方には読んでいただきたい。そのようなわけで、今日は、意識ある日本の婦人運動家と、ナチスの迫害を逃れてアメリカ人となり、日本で育ち、日本人を信じた女性を紹介しました。

ちなみに、ゴードンさんの両親は、奇遇ですけれどウクライナのキーウで生まれています。昔はロシア領でした。しかし今は、ウクライナの首都であります。そのような人たちが起草に参加してできたのが、今の日本国憲法です。確かにGHQの起草になるけれども、その背後には悪意

だけがあったと考えるのは間違いです。これだけいろいろな善意や理想も織り込まれているのです。そのことをよく頭に入れて、私たちは人間内部の神性・仏性を認め、自信をもって運動を進めていくべきでしょう。

ところで、何に自信をもつのですか？　それは「日本の女性は素晴らしい」という自信です。日本だけでなく、「世界の女性は素晴らしい」のです。それだけのことを歴史の中で実際にやってきているのです。だから、私たちは「固定的役割分担論」から卒業する時期にきています。今、たくさん女性の女性が社会に進出して、様々な分野に貢献しています。また男性でありながら「自分は女性だ」という人も出てきて、その逆の人々もいます。男女の性別によって人間の価値を測る時代は、すでに過去のものです。性は、男女二種類しかないという二分法も通用しなくなっています。性は多様化し、性によって人々を区別したり、排斥しないことが、世界の潮流になりつつある。もちろん、そうでない世界もあります。しかし、少なくとも、G7に所属する先進国では、性の多様化は潮流になっていて、そんな時に、生長の家が「固定的役割分担論」を主張することはやめなければなりません。

谷口雅春先生は、今から八十八年前には確かにあのご文章を書かれました。けれども、その後、もう八十八年たっています。日本の年齢の呼び方では「米寿」を迎えています。米寿まで生きて

くださったことに感謝しましょう。しかし、これから先は後進に道を譲っていただきましょう。私たちはこれからの運動の中では、政府が言っている「男女共同参画」よりももっとと真理に近い考え方——すなわち、「男性も女性も“神の子”として等しく素晴らしい」という教えを、具体的に展開していく時期に来ていると言わねばなりません。

今日は四十五分間と少し長く話しましたが、これで私のご挨拶を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。(拍手)

〈注〉

出典は、『生長の家』二〇二四年八月号、二六〜四三頁から。二〇二四年六月十七日／谷口雅春大聖師三十九年祭での挨拶。

ジェンダー関連問答集

ここからは、改正された「生長の家白鳩会会則」第三条ならびに第四条にある「ジェンダー平等」と「性自認」について、教えや運動との関係を問答形式にまとめて解説しました。特に、生長の家が固定的役割分担論を採用し教義を説いていた頃の文章の背景や、近年の社会問題として注目されている事柄について理解を深めてください。

Q1 改正された会則の第三条には、白鳩会
の目的として「ジェンダー平等を含む
女性の立場から家庭・職場・地域社会の光明
化に寄与する」とあり、旧会則にはなかった
「ジェンダー平等を含む」の文言が挿入され
ました。「ジェンダー平等」とは「男女平等」

のことだと思のですが、「男女平等を含む
女性の立場」という言葉の意味が、よく分か
りません。男女が平等なら、特に「女性の立
場」というものを考える必要はないのではな
いでしょうか？

A UN Women 日本事務所によると、ジェンダー (gender) とは、「男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女兒と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係」を意味します。これに対して、男女には生物学的な違いがあり、男女を生物学的に区別するのが性別 (sex) です。人間の男の生物学的性は「雄」であり、女の生物学的性は「雌」です。両者の間には形態的な、機能的な違いがあることは明らかです。その生物学的性の違いに対応して、社会的属性や機会、両性間の相互関係 (ジェンダー) にも不可避免的な違いがあるとするのが「ジェンダー不平等」の考え方です。具体的には、男性は性行

為において積極的な役割を演じる「凸」の機能を果たし、女性は受け身的な役割を演じる「凹」の機能を果たすのだから、婚姻関係や社会生活においても男性が女性より先行し、女性はそれを受け入れて男性に従い、また支援すべきだと考えるのです。

これを図で示すと、次のように描くことができます (次頁の図1) …

これとは異なり「ジェンダー平等」の考え方 (次頁の図2) は、男女の生物学的違いは認めますが、それを根拠にして男女の社会的属性や機会、両性間の相互関係が自動的に決まるとは考えずに、それぞれの対人関係、社会関係の中で能力や興味や都合に合わせて、社会的属性や機会、両性間の相互関係を定める

* <https://japan.unwomen.org>

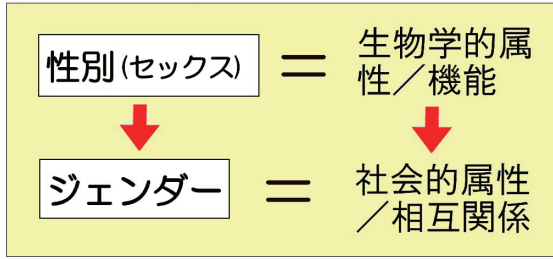


図1：ジェンダー不平等の考え方

方が、「平等」や「機会均等」の観点から正しいと考えます。人間は男女の性別はあっても、社会的・文化的な属性や機会において性差があってはならないと考えるのです。したがって、「ジェンダー平

等を含む女性の立場」とは、性別は女性であっても、社会的・文化的な属性や機能にお

生物学的属性や機能は、社会的属性や相互関係を必ずしも決定しない。従って、社会的な「平等」を実現するためには、ジェンダーも平等でなくてはならない。

図2：ジェンダー平等の考え方

いて性差がある場合は、それをなくしていかうとする考え方です。これは、生物学的な男女の違いをなくしていかうとする立場ではなく、その性差はそのまま認めながら、その違いを社会的属性や機会、両性間の相互関係 (ジェンダー) に持ち込むことはやめようという考え方です。現在の日本社会では、国や地方公共団体、企業、公益法人、スポー

ツや芸術関係の団体などにおいて、まだまだ男性中心に運営が行われています。生長の家白鳩会では、それをより「ジェンダー平等」の方向に変えていくことが重要な目的の一つに定められたわけです。

教義の面から言えば、人間は肉体的な性別が男であろうと女であろうと「神の子」として平等ですから、社会的関係においても差別されてはならないのです。家庭は社会の最小単位ですから、家庭内では、これまで言われたことのある「男は仕事、女は家事」というような固定的役割分担を強制することは、新しい会則での白鳩会運動の目的にはならないこととなります。

実現しようとしているのですから、この問いへの答えは当然「必要がある」となります。

現代の日本社会の現実、男女が平等であるとはとても言えない状況にあります。

世界経済フォーラム(WEF)が二〇二四年に発表した男女間の不均衡を示す「ジェンダーギャップ報告書」によると、世界一四六カ国中、日本は一一八位と非常に低い水準で、先進国の中でも男女格差が大きい国です。また、二〇二一年にユニセフ(国際連合児童基金)が発表した各国の保育政策や育児休業政策を評価し順位付けした「先進国の子育て支援の現状」(OECD、EU加盟国対象)では、日本の育児休業制度は四一カ国中一位であるのに対し、子育て支援策の総合順位は二一位

Q2 男女は平等であるということは、日本国憲法第十四条や二十四条において定められていることですし、子供も学校での教育などで十分教えられてきていると思えます。それに、生長の家では「人間は神の子である」と教え、男女共に神性・仏性を認めているのですから、運動の中で「ことごとく」ジェンダー平等」を追求する必要があるのでしょうか？

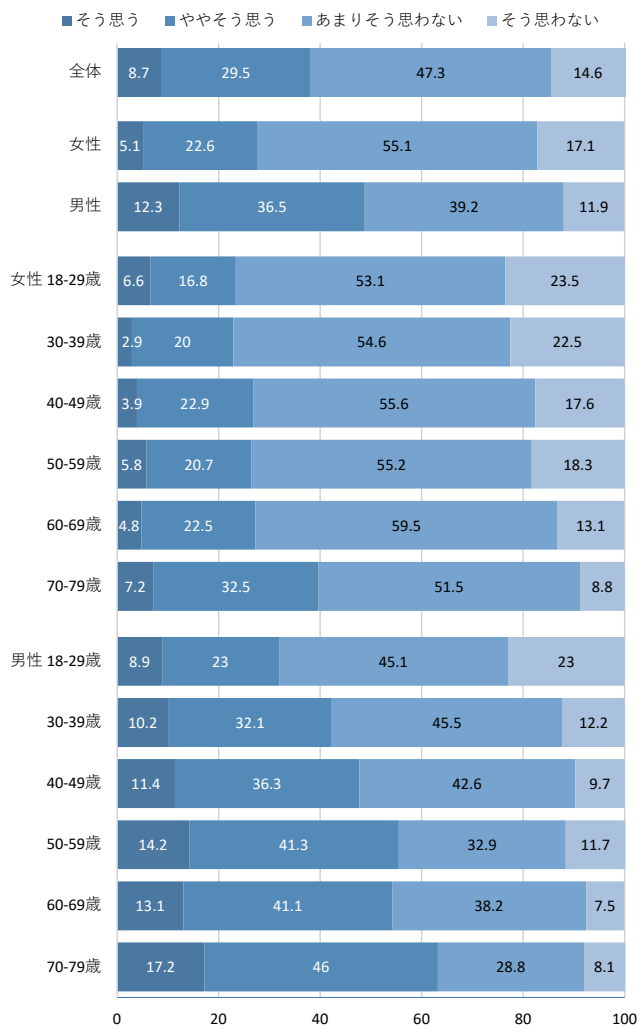
A この問題は、「理念や理想が正しければ、現実や現象にそれを反映させる必要はないのか」という問いに置き換えられます。私たちの運動は、現実世界にはまだ現れていない「人類光明化」や「国際平和」を

でした。

これは、制度自体は優れているものの、保育の質や保育費の頃さなどに加えて、就学前教育や保育への参加率が三一位と低い評価になったからです。この要因の一つに、日本人男性の育児休業の取得率の低さがあります。厚生労働省の調査によると、日本人男性の育児取得率は、年々伸長しているとはいえ、二〇二二年時点で一七・一三%と低い水準です。また、育児を取得する期間についても、女性のうち九五%が六カ月以上取得しているのに対し、男性は「五日未満」が二五%、「五日以上二週間未満」が二六・五%で、二週間未満の取得が半数余りを占めています。これは、日本ではまだまだ男性が育児を取得する

* Global Gender Gap Report 2024 https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2024.pdf

** Where Do Rich Countries Stand on Childcare? <https://www.unicef.org/innocenti/reports/where-do-richcountries-stand-childcare>



グラフ1：男は男らしく、女は女らしくあるべきだ

電通総研「ジェンダーに関する意識調査」（2023年）のデータを元に作成

ことへの理解が進んでおらず、企業の管理職に「ジェンダー平等」の意識が広がっていないことを示しています。

日本での「ジェンダー平等」への理解には、性別や世代間で大きな隔たりがあることも分かっています。電通総研が二〇二三年に行った「ジェンダーに関する意識調査*」では、「男は男らしく、女は女らしくあるべきだ」という考えに、そう思うと回答した人（「そう思う」「ややそう思う」の合計）は全体で三八・二%でした。しかし、内訳を見ると男性四八・八%、女性二七・七%と、「らしく」を肯定する人の割合は男女で二〇ポイント以上の差があります。また女性は十八歳〜六十代ではいづれも二割台となっており、七十代を除きあまり年

代差が見られないのに対して、男性は年代による差が見られ、十八〜二十九歳は三一・九%と全体平均より低いです。三十代と四十代は四割台、五十代と六十代は五割台、七十代は六割台で、「男は男らしく、女は女らしくあるべきだ」と思う人は、年代が上がるほど増加する傾向があります（グラフ1、次頁）。

先進国の中でも、女性の管理職の登用に消極的な日本は、なおさら、男性の育休取得への理解が薄いと言えます。このように、ジェンダー平等が求められる現代において、日本では世代が上がるほど、「女性は家庭を支え」「男性は社会で働く」という旧来の考えから抜け出せないのが現状です。

さて、このような現状にある日本において、

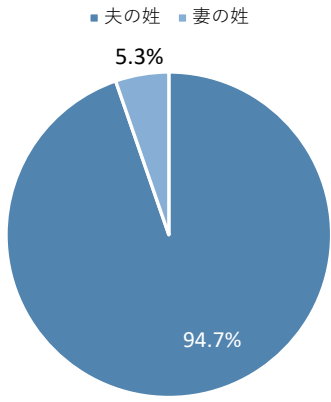
* ジェンダーに関する意識調査（2023年） <https://qos.dentsusoken.com/articles/2892/>

ジェンダー平等を「女性の立場から」考えることは重要です。なぜなら日本は長らく、「男性社会」であつたので、男性の側は、女性が社会や家庭のどのような場面で不平等な扱いを受けているのか気づきにくいからです。このことを示す社会現象の一つに「無標」といわれるものがあります。例えば、男性の医師や棋士は、単に「医師」とか「棋士」と呼ばれるのに対して、女性は「女医」や「女流棋士」と呼ばれたりします。このように少数側が呼称によって特殊扱いされ、多数側は従来からの「普通」の呼称で呼ばれていると、多数側は自分たちが多数側であることを意識しにくいので、少数派である女性に自分たちの価値観やこれまでのやり方を「当たり前」として

押しつける傾向が生まれます。

ジェンダー平等を「女性の立場から」考える場合、男性の医師や男性の棋士にとって「当たり前」である職場の設備や環境、仕事の方法などの中に、女性であるがために不利益を生む要素を取り除く視点が必要になります。

ジェンダー平等を「女性の立場から」考えることの重要性を示すもう一つの例に、「夫婦の姓」をどうするかの問題があります。内閣府の調査*によると、二〇二二年に結婚した夫婦の九四・七%が夫の姓を選択しているという結果があります(グラフ2、次頁)。もちろん、夫と同じ姓になることに喜びを覚える女性もいますが、同じ調査で、二十〜六十代の独身男女に結婚したい理由について聞いた



グラフ2
婚姻時に夫婦が選択した姓

厚生労働省「人口動態統計」(2022年)のデータを元に作成

男性一九・九%と比較すると少ない割合です。結婚の際に夫の姓を選択すれば、妻側は名義変更などの諸手続きを行わなければなりません。また、離婚した際に、旧姓に変更する手続きは心身への負担が非常に重いものだとされています。

これらはいくまで一例ですが、このように優位な立場にある男性側が意識しなくても、女性側が労力を割かなければならない場面は日本社会にはたくさんあります。ですから、少数派であるからこそ気がつけるジェンダー平等を「女性の立場から」考えることは、家庭や職場、地域社会の光明化に寄与する要素が十分にあります。

アンケートによると、「好きな人と同じ名字・姓にしたいから」と回答した割合は、二十〜三十九歳の女性で五・五%、男性が二・三%となっており、「好きな人と一緒に生活をしたいから」(同女性五一・四%、同男性五二・七%)や「子供が欲しいから」(同女性二六・九%、同

* 夫婦の姓(名字・氏)に関するデータ <https://www.gender.go.jp/research/fufusei/index.html>

Q3

会則第三条にある「ジェンダー平等を含む女性の立場から」運動をするのであれば、家庭では夫に家事をさせたり、職場では女が力仕事をしたり、管理職となったり、地域社会では女が町内会長や政治家になる方向に運動を進めるべきだということですか？

A いいえ、違います。この条文の解釈に当たっては、従来あった「男尊女卑」

や男女間の「支配被支配」の概念を持ち込むことは避けてください。この古い考えを意識しすぎると、その反対である「女尊男卑」や「女による男性支配」の方向に人間関係や社会を動かしていくことが白鳩会運動の目的であるかのような錯覚に陥ります。

いるのです。

つまり、男女はお互いによく相談し合い、またそれぞれの性別ではなく、適性や興味、嗜好を基準にして、また支配被支配の関係ではなく、お互いの長所を伸ばし、短所を補い合う「協力関係」を築き上げていくべきだということなのです。

例えば、一般的には女性よりも男性のほうが体重に占める筋肉量が多いため、エネルギー系の体力は通常、男性の方が優れている傾向にあります。このため、力仕事は男性の方が向いていることが多いでしょう。その一方で、「男性だから力仕事ができるだろう」という考えもまた、一種の偏見です。女性のスポーツ選手の中には、普通の男性より力の

生長の家では、もともと「男尊女卑」や「女性の女性支配」を説いておらず、男女の「神の子」としての本質的平等を説き、その「神の子」の本質が陰陽に分化して現象界に現れる時に、女性と男性の形を採ると考えています。しかし、この陰陽分化の程度や方向は単純にバイナリー（二元的）、あるいはバイポーラー（二極的）ではなく、強弱の程度や多様な方向が現実には存在しており、それが多様な文化や価値の創造につながっていることを認め、評価しなければなりません。このことは、人間以外の生物界にも広く認められるため、この種の多様性の展開は創造神のご意思だと考えるべきでしょう。「神の子」である人間にも当然、同様の多様性の表現が許されて

ある人は沢山います。男女は生物学上の性差はありますが、もし職場等で他の男性よりも体力に秀でた女性がいるのであれば、その人が力仕事を担うべきでしょう。また、管理職として優れた適正を有するのであれば、それが女性であろうが男性であろうが、性別によって区別せずに管理職に就くことに、何の問題もありません。地域社会での考え方も同様です。性別とは関係なく、それぞれの役割に必要な能力や人望を有する人が、町内会長や政治家になれば良いのです。

もちろん家庭内も同様です。家事は夫である方が妻である方が、その分野で優れた能力を発揮できる方が担えば良いのです。稼ぎ手も、妻であろうが夫であろうが、夫婦が合意

して選択すれば、どちらでもいいのです。もちろん共働きという選択肢もあります。ですから、「夫に家事をさせるべき」というのではなく、夫婦で互いの得意な分野を生かし、足りない部分は協力し補い合って、双方がなるべく不満なく調和していられる夫婦の在り方を、それぞれの家庭に合った形で決めていけば良いのです。

白鳩会会則の新しい第三条が目指しているのは、男女の「固定的役割分担」から脱することです。「固定的役割分担」とは、(Q1)の回答でも述べたように「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という古い時代の生き方のことです。ジェンダー平等を目指す生長の家では、夫婦の関係に限らず、職場や社

会での役割を、本人の性格や能力を度外視して、性別で固定してしまうことに反対します。ですから、「女だから」力仕事をする。「女だから」管理職になる」では、これまでの男女の「固定的役割分担」の性別を逆にしただけで、「固定的」であることに変わりありません。そうではなく、性別によらず、その人の能力・適性等に応じて適材適所の役割を選んで生活や運動を進めていくべきなのです。

Q4

これまで生長の家で「夫にハイ」と教えられてきたことと、「ジェンダー平等を含む女性の立場から」家庭を光明化するこの間には、大きな矛盾を感じます。谷口

雅春先生著の『新版 真理』第五巻女性篇には「夫にハイ」の説明として、次のように書かれています。これを「真理」として受け取ってはいけないうのでしょうか？

男女の基本人権が平等なのに、男性の主人ばかり自分の意見を主張して、女性にはかり絶対無我になって従えなどと云うのは極端な封建思想だと思われるではありませんが、封建時代でも、民主主義時代でも真理は決して変らないので、女性が素直に男性の要求を入れてやることによってのみ、子を生むことが出来るような肉体的生理的構造になっていることが、封建時代も民主主義時代も変らないのと同じよう

に、これは永久に変ることなき真理なのであります。

(同書、六四〜六五頁)

A

『真理』女性篇は昭和三〇(一九五五)年が初版の比較的古い本で、論争的(polemic)な性格があります。著者が何かに対して強く反論されているということで、そこには論争でよく使われる「強調表現」——極端な表現法が含まれていると考えるべきです。また、引用された箇所は、(Q1)に答える時に説明した「性別」と「ジェンダー」の間に因果関係を想定する考え方がそのまま表現されていて、「永久に変ることなき真理」とは言えません。その後の科学的研究ではこの関

係は証明されておらず、社会的には、ほとんどの先進諸国で不採用となっております。

同書は、今から約七十年前の女性に向けて書かれたご文章ですから、二一世紀の私たちに向けて書かれたものではありません。このことはとても重要です。なぜなら、「真理は人・時・処に依じて説かれるべきだ」というのは、谷口雅春先生ご自身の信念だったからです。このことは、本冊子十〜十三頁で、総裁先生が『生命の真相』（頭注版）を引用して説かれていることです。さらに、十八頁からは八十八年前の『白鳩』創刊号に雅春先生が寄せられた「創刊の辞」のご文章を、現代の私たちがどう受け取るべきかについて示されています。

管理することとされてきました。まるで「半人前」の扱いです。その後、一九四五年に日本が敗戦、一九四七年五月に現行憲法が施行、同年十一月に明治民法が廃止されたことで、家制度もなくなりました。その後も、女性の権利は法律上ある程度認められ始めたものの、女性の働く場所は保障されず（「男女雇用機会均等法」の施行は一九八六年）、その後の高度成長期には「男は仕事、女は家庭」との役割分担が固定化していきました。

これに対し、谷口清超先生の『愛する妻と母の話』（一九八五年初版）で使われている「右手と左手」の比喩（二二六〜二二七頁）は、現代社会により即したものです。長くなりますが、重要なので引用します…

これらのことを踏まえて、当時の人々の意識、特に夫婦関係における意識はどのようなものだったか、一九五五年前後の歴史を振り返ってみると、ある程度想像することができます。

まず、生長の家が立教された一九三〇年当時の日本では、性差による権利の不平等が当たり前前の社会状況でした。明治憲法（二八九〇年施行）下では、法律によって、女性は男性よりも下等な存在として扱われ、虐げられていました。とりわけ、当時の民法（二八九八年施行）においては家制度が定められ、妻は単独では法律行為が認められない「無能力者」とされ、働くにも夫の許可が必要で、妻が夫の許可を得て働いて得た財産などは夫が

最近、女性が独立して生活することの出来る時代となりましたから、一生独身で仕事に打ちこむ女性もいます。しかし何となく、愛する子供を生み育てるといふことは、女性の最も多くが希望するところであろうと思います。そのような時、女性の不幸を決定的にきめるのが夫婦の仲の好きの程度です。これが最高であるのと、最低であるのでは、家庭は勿論、仕事の上でも育児上でも、大変な違いが生じて来ます。

何故なら、人間は本来男と女につくられていて、夫婦は互いに協力し合い、助け

合ってはじめて「完全な生活」を送りうるようになっているからです。だから夫婦が調和し合っていると、全てのことがうまく行くようになるのです。それは丁度左手（夫に当る）と右手（妻に当る）とがうまく協調して仕事をする事によつて、よい仕事や作品が出来てくるようなものです。ところが左手と右手がチグハグで、一方のやる事を片方が拒絶したりすると、一体どうなるでしょう。

食事をするのでも、茶碗を持つ手（左）の方へは箸が行かないで、アサツテの方向に右手が行ったのでは、とてもごはんは食べられませんね。右手が勝手に髪の毛をいじくりまわして、左手は茶碗を持ったま

まということになると、一体この人は、「何をしているのだらう」ということになる。

勿論左と右の手は、全然同じことをするわけではないが、お互いに協力し合つてこそ、仕事をうまくやつて行くことが出来るし、ものをこしらえる時でも、ピアノを弾く場合でも、うまくやれるのであつて、これは夫と妻との間に於いても、同じです。

この「左手右手」の比喩は、それ以前に使われていた「夫は針、妻は糸」という比喩よりも、人生における一つの“作品”である家庭を、夫と妻が個性と能力を出し合つて協力して作り上げるという家族生活の実際をよく表しています。男女雇用機会均等法が施行さ

れて三八年、ジェンダー平等の考えが常識化しつつある今日、「人間は性別によらず神の子である」という教えの説き方としては、「針と糸」の喩えより優れているでしょう。

また、現代社会では人間を生物学的な「男（雄）」と「女（雌）」に単純に二分して考えるだけでは解決できない様々な問題が実際に起こっています。医学の発達によつて性別の変更に大きく行われているだけでなく、いわゆる“LGBT”の人々が声を上げ、正式に市民権を認められている時代です。その社会で、「女は男に従うのが真理である」と言うだけでは、「人間は神の子である」という基本的な教義との矛盾は拡大していくばかりです。

性別の変更が行われると、上の『真理』女

性篇のような考え方を適用して「夫にハイ」の教えを説くことが難しいケースが出てきます。最近、最高裁の判決³で「父」として認知された人は、もともと男性で、女性パートナーとの間に子供をつくつた後、性別変更の手術をして「女」になったといえます。その際、自分の精子を凍結し保存しておいたのですが、数年後にその精子を使って同じパートナーとの間にもう一人の子をつくりました。この場合、手術をして男性性器を失つた「父」は、「女性が素直に男性の要求を入れてやることによつてのみ、子を生むことが出来るような肉体の生理的構造」は失われているので、この人に対して女性パートナーは「ハイ」を実行しなくてもいいことになるのでし

か？ それとも、手術前の肉体の生理的構造が「男」であるから、手術後でも「ハイ」を実行すべきなのでしょう？ 肉体の構造を理由として「ハイ」の実行を義務づける考え方は、このようなケースでは説得力を失うと思われまます。

さらに、二〇〇四年に施行された性同一性障害特例法にもとづいて性別を変更した人は、二〇二二年までに約一万二千人に上るといいます。このような人に対して「女は男に従え」という場合、手術前の性と手術後の性のどちらを指して「女」か「男」かを決めるのは簡単でなく、したがって、『真理』女性篇が言う「永久に変わることなき真理」はこれらの人々の生活の指標にはならないこ

り、わが家の食事を美味しくするとしない
のとで、良人が外で仕事をして帰ってくる
ときの期待がちがうのである。妻の顔が思
い浮ぶと、すぐその不味い食事が連想され
ると、直ぐ妻の手料理の美味しい料理が
連想されるのでは、良人を家庭に引きつ
ける魅力が異なるのである。

(同書、二一九頁)

A ここでのポイントは、二つあります。

一つは、前項でも示した通り、この文章が書かれた時代と現代の日本社会の実態がかげ離れているということ。もう一つは、(Q1)の答えで示したように、男女の性差と男女の社会的属性や機会、両性間の相互関係を

とになります。

Q5

会則第三条には「ジェンダー平等を含む女性の立場から家庭・職場・地域社会の光明化に寄与する」とありますが、谷口雅春先生著『新版女性の幸福365章』では、家庭的な仕事は女性の天職だと説かれています。この天職を男性にも任せるとするのは教えに反しているのではないのでしょうか？

女性の本質は母性で、その愛児を母乳で育てるように、食事をととのえるのが天分である。その天分が自然にあらわれて、主婦は概ね炊事の役目を分担しているのでは

対応させる「ジェンダー不平等」の考え方が、引用文に採用されているということです。

まず、最初のポイントを説明します。

『新版 女性の幸福365章』と同一の内容の旧版『女性の幸福365章』は、一九五六(昭和三一)年十一月号から一九六一(昭和三六)年七月号の『白鳩』誌に連載された言集「女性のための智慧」を元に編集された書籍です。該当の箇所は、一九五八(昭和三三)年九月号所収の「十一の箴言」が原典にあたります。つまり、前項で描写した時代背景と同様であり、日本社会には、まだまだ固定的役割分担の意識が充満していたでしょう。女性が生きて行くには結婚して、夫に養ってもらおうというのが一般的な家庭の在り方

あり、その夫が外でよく働き、そしてその稼
ぎで家計をやりくりしていくには、やはり妻
は夫を家庭に引きつけるために、料理や掃除
といった家事仕事に注力する以外、あまり多
くの選択肢はなかったのです。女性が外で働
く習慣がなく、したがって、人々の意識――
これは男性に限らず女性も――の中でも固定
的役割分担が、まだまだ息づいていた時代に
説かれたことを「現代の教え」として理解す
るのは問題です。

つまり、前項と同様に、ここでも人・時・
処に応じて教えは説かれるということをや、よ
くよく理解して聖典を拝読することが重要で
す。この文章が書かれた当時の日本の社会を
思えば、外で働くことが困難な女性が大多

数でしたから、「家庭的な仕事は女性の天職」
と説くことは、人・時・処に応じた教えの説
き方だったかもしれません。社会が変われば
教えの説き方も変わることを十分理解しま
しょう。もちろん、今の社会でも家庭的な仕
事が好きで、それを自分で「天職」と感じる
女性もたくさんいますから、そのことも踏ま
えて、夫婦それぞれの神性・仏性がより多く
表現できる方法で、職業や家事の仕方を自由
に選ぶことが大切です。

二番目のポイントは「ジェンダー不平等」
の要素が、引用文には含まれていることです。
それは「女性の本質は母性で、その愛児を母
乳で育てるように、食事をととのえるのが天
分である」という説き方です。ここには「生

物学的な性差が社会的な役割を決定する」と
いう考え方が読み取れます。しかし、これは
科学的に証明された真理ではありません。そ
うでない事実、人間社会はもちろん生物
界全体にも多数観察されます。ここで問題
になるのは、「天分」とか「天職」という言葉
を使っていることで、「天」の文字は「神」や
「運命」を意味するので、引用文の読者の中
には、これを宗教的な教えのように受け取っ
てしまう可能性が あることです。宗教的な教
えであれば、例外は許されなにか、あるいは
例外を誉めることはタブーです。しかし、現
実社会においては、男性の料理人は女性のそ
れより多く、優れた料理人は、男女を問わず
世界各地で賞賛されています。

また、引用文で描かれた夫婦像は、同書
が出版された一九六〇年代には日本で「典型
的」だったかもしませんが、一九九〇年代
以降、日本では夫婦共働きの世帯の数が専業
主婦世帯のそれを上回り、現在では前者は後
者の二倍以上になっていますから、「夫の帰
宅を夕飯を調べて待つ」という妻でなければ
教えに反するなどという教義解釈は、無効で
なければ無理と言わねばなりません。社会状
況の変化から、教えの解釈を変えなければな
らないという考え方を、生長の家の信徒は十
分理解しなければなりません。

Q6

会則第三条にある「ジェンダー平等を含む女性の立場から家庭・職場・地域社会の光明化に寄与する」とありますが、谷口雅春先生著『いのちの革命』では、女性が知的な労務に就けば就くほど、妊娠はしづらくなると書かれています。私は子供が欲しいと考えているため、このジェンダー平等という考え方が受け入れられません。女性は結婚して子供を産むのが幸福なのではないでしょうか？

女性は又、知的な労務に従へば従ふほどの妊孕力は減じて来る。教育なき長屋の唄が子沢山であり、最高教育を受けた、何ん自由なき富豪の娘が不妊で後嗣者が無い

しかし、上記二点を説明する前に、この質問の背後にある誤解を解くことにします。

誤解は、「女性は結婚して子供を産むのが幸福なのではないでしょうか」という質問中にあります。質問者のように、個人が「私は結婚して子供を産みたい。それが私の幸福である」と考えることには何の問題もありません。結婚・出産は個人の人生に非常に大きな影響を与える要素の一つであり、それを通して幸せを感じている人も数多くいるからです。ただ、だからといって、すべての女性にとって、幸せであるために結婚・出産が不可欠であるとは生長の家では考えません。なぜなら、根本的に重要なのは、結婚・出産をす

などの実例は実に沢山あるのである。こういうことは何故起るであろうか。多くの知的な労務は、男性の天分に属するが故に、女性が知的になればなるほど、心が男性化し、従ってその肉体も男性化し、女性生殖腺が発育不全となるのである。

(同書、一六一頁)

A

この疑問を考えるポイントも、前項と同じ二つです…

- ① 教えが説かれた当時からの社会状況の変化を考える
- ② 「ジェンダー不平等」の考えには問題がある

るか否かではなく、人々がそれぞれの人生において神性・仏性を表現していくことであり、その表現の方法は多様で、各人が自由に選ばれば良いと考えるからです。

次に、上記①社会状況の変化について述べます。

『いのちの革命』の初版は一九六六(昭和四一)年であり、該当箇所は原典は一九四一(昭和十六)年二月号の『白鳩』誌に掲載された「戦国時代の女性」という文章です。この「戦国時代の女性」が書かれたのは、明治憲法および明治民法下であり、家制度が存在する最中で、女性の権利は法律によって厳しく制限されていました。

さらに、原典の文章が書かれたのは、日本

にとつて「戦争の時代」（満州事変（一九三一年）～日中戦争（一九三七～一九四五年）～太平洋戦争（一九四一～一九四五年））の最中でした。そして、その当時は人口増加が国是とされ、一九四一年一月二十二日には、兵力・労働力の増強を目指し、国民の婚姻年齢を早めて一家庭に子供五人を目指すことが謳われた。「人口政策確立要綱」が閣議決定されました。つまり、国を挙げて結婚・出産を強力に奨励し、結婚・出産をすることが国家に報いることであるとされていたのです。

しかし、当時と現代の社会状況は大きく異なりますから、前述した通り、現代においてこの文章を文字通り受け止めるのは間違いの元です。宗教上の教えは、人・時・処に応じ

て説かれることを理解し、聖典は注意して拝読するよう心がけて下さい。

次に、「ジェンダー不平等」の考えについて述べます。

繰り返しになりますが、「ジェンダー不平等」の考えとは、「生物学的な性差が男女の社会的な役割を決定する」という考え方です。それは引用文では、「多くの知的な労務は、男性の天分に属するが故に、女性が知的になればなるほど、心が男性化し、従つてその肉体も男性化し、女性生殖腺が発育不全となるのである」という箇所に表れています。端的に言つて、このことは科学的な研究結果や歴史的事実と一致しません。日本最初の長編小説と言われる『源氏物語』を初めとして、歴

史上に残る名文学の多くは、国内海外を問わず、女性によつて書かれました。

また、不妊の原因を女性の生物学的な機能にのみ求めるのは偏つた見方であり、また、女性が知的になるほど女性生殖腺が発育不全となるとの説は、科学的根拠に乏しく、かつ多様な生き方が認められるべき現代において、女性の活躍の場を極端に狭める効果を生むので、「人間・神の子」を説く生長の家が現代において採用することはできません。ただし、女性のスポーツ選手の過剰なトレーニングが、女性ホルモンの分泌を妨げるという事実はあるようです。

不妊の原因は様々です。女性の生物学的な機能に原因がある場合もあれば、無精子症や

勃起不全などの男性の側に原因がある場合もあります。これら生物学的な機能の問題だけでなく、年齢が上がることや夫婦仲の問題など様々な理由によつて性交渉の頻度が下がれば当然、妊娠の機会も減ることになります。

また、女性が知的労務に就くことで女性生殖腺の発育不全を引き起こすとの主張は医学的な根拠に乏しいものです。現代においては、いわゆる「最高学府」と呼ばれる大学（学部）を卒業し、研究者、弁護士、宇宙飛行士、政治家といった仕事に就く女性であっても、結婚・出産している人は枚挙にいとまがないほど存在します。

『いのちの革命』にこのような記述が残っているのは、文章執筆当時の知識や情報に頼つ

ているからで、「改訂版を出す」という出版の側の努力が、様々な理由から行われてこなかったことにも一因があります。

Q7 会則第四条には「性自認を含む」との文言があります。この文言が想定しているのは、男性として生まれながら自分は女性だと思い込んでいる人のことだと思いません。これはいわゆる精神障害の一種だと思われませんが、一方で生長の家では「病気はない」と教えています。そうであれば、このような障害も「ない」のであって、わざわざ「性自認を含む」という表現を生長の家の規定で用いる必要はないと思います。

状態ですから、病気という意味です。これに対して不台 (incongruence) とは、単に一致 (congruence) がない状態を指し、その状態が本人に不調をもたらすというマイナスの意味を含んでいません。つまり、病気ではないのです。この変更によって、性同一性障害の人たちが、「障害」とされることによって受けてきた差別が解消され、社会に広く受け入れられることが期待されています。

この動きは日本国内でも徐々に広がっています。例えば、一九九九年に創設された「GID (性同一性障害) 学会」は、このWHOの名称変更を受け、二〇二四年三月十七日の同学会の総会において、名称を「日本GII (性別不台) 学会」に改名すると正式に発表して

A 生物学上の性と異なる性を自認している人々のことは、一般的には「性同一性障害」(gender identity disorder) という言葉で表現されてきましたが、この名称は、国際的な医学的な診断名としてはすでに使われていません。つまり、医学的には性自認が生物学上の性と異なることは、病気ではないのです。世界保健機関(WHO)では、二〇一九年五月二十五日、世界的な健康や医療などの課題について話し合う総会において、「性同一性障害」について、これまでの「精神障害」の分類から除外し、その名称を「性別不台」(gender incongruence) に変更しました。障害 (disorder) という言葉は、秩序 (order) が乱れて不調になっている

います。また、厚生労働省が二〇一九年に従業員五十人以上の企業一〇〇〇社を対象に行ったアンケートによると、一〇・九%の企業が、性的マイノリティに対する配慮や対応を意図した何らかの取り組みを実施していると回答しています。取り組みの内容としては、「社員に向けた研修や勉強会等の開催」が四一・三%、「社内に、性的指向・性自認に関して相談できる窓口がある」が三八・八%となっています。このように、現代社会では性別不台は障害ではないとされており、人々は性的マイノリティを受け入れる方向に動きつつあります。

また、生長の家で「病気はない」という意味は、現象的に——肉体や精神上に病気が現

* 「職場におけるダイバーシティ推進事業報告書」V. 調査結果のまとめ <https://www.mhlw.go.jp/content/000625161.pdf>

れていても、「神の子・人間」の実相にはそれは存在しないという意味で、今回のケースには当てはまりません。

このような社会の状況を受け、生長の家でも今後、性別不台の人々を受け入れていく必要があります。ただし、そのためには、一定のルールが必要になります。「性自認」と一言でいっても、それは本人の主張だけで承認してよいのか、あるいは医師による診断書を求めるのかなど今後、運用上の整備が必要となるでしょう。

Q8 会則第四条にある「性自認を含む」との文言から、今後は生長の家ではトラ

賛同していると理解していいのでしょうか？

A 回答の前提として、トランスジェンダーの一般的な定義を確認します。

「トランスジェンダー」とは、「出生時の性別」と、「ジェンダーアイデンティティ」が異なる人たちのことです。「出生時の性別」とは、生まれた子の外性器の形を主な基準として、医療機関などが男か女のどちらかに分類し、出生届を通して公的にも登録された性別のことを指します。そして「ジェンダーアイデンティティ」とは、自分自身が心理的に感じている自分の性別（生物学的性と一致しない場合もある）のことです。白鳩会会則第四条にある「性自認」と同じ意味です。この定義

ンスジェンダーの人を認め、会員として受け入れていくのだと理解しました。一方でトランスジェンダーの人に関しては、四七頁の(Q4)の回答でも触れられていた、女性カップルとその子供に「父子関係」を認めたとする最高裁判決のニュースが気になります。

生長の家では「代理出産」や「AID（非配偶者間人工授精）」に反対していると理解してありますが、このニュースにあるケースでは、代理出産のように第三者の体を危険にさらしたり、AIDのように見知らぬ人の精子を利用しているわけではありません。自分の判断で自分の肉体の性別を変えただけです。このような場合、生長の家の考えとしては、トランスジェンダーの人が子供をもうけることに

に基づいて、この後の説明では「トランス女性（生物学的性は男でも性自認は女）」「トランス男性（生物学的性は女でも性自認は男）」という表現を使います。

さて、上記の定義を踏まえて質問に回答します。

生長の家としては、トランスジェンダーの人が子供をもうけることについて、あらゆる場合に賛同するわけではありません。なぜなら、いわゆる「世代間倫理」を重視するからです。

まず特に問題となるのは、出生時の性が男なら男同士、女なら女同士のカップルが子をもうけようとした場合です。

例えば、トランス女性と普通の男性のカップル

ブルが子をもうけようとしても、この二人だけでは卵子をつくったり妊娠したりする身体機能がありません。ですから、第三者からの「卵子の提供」や、質問にもある「代理出産」を行う必要があるでしょう。また、トランス男性と普通の女性のカップルでは、この二人だけでは精子をつくる機能はありません。そこで、子を得るためには、第三者から精子の提供を受けて人工授精する「AID」を選択するかもしれません。

これら「卵子の提供」「代理出産」「AID」などには様々な倫理的問題があり、その中で生まれてくる子にとって大きな問題は、片親と遺伝的につながっていない等の、不自然な（普通でない）状況で育つことを、親

ているため、その子の福祉や利益をいかに守るかが裁判では重要視されました。しかし、もしまだ子が生まれていない場合は、子をもうける前に、自分は生まれてくる子の幸福を第一に考えているのか、それとも自己実現や自分の幸福や欲望を第一に考えているのかを、深く内省する必要があります。

確かに、同事例の方法で子をもうければ、「代理出産」のように第三者の体を危険にさらしたり、「卵子提供」「AID」のように片親と遺伝的につながらないことを子に強制するという問題はありません。しかし、同事例のケースは、生殖補助医療を用いて、「女性」と士の、「同性」カップルに子をもうけたというものであり、父（男性）と母（女性）の

が子に強制する結果になることです。当事者の子を持ちたい思いが切実だったとしても、生まれてくる子が不自然な状況の中で様々な苦難に直面し、精神的な傷を負う可能性が高いこと等を無視し、自己の幸福追求ばかりを優先することは倫理的とは言えません。したがって、生長の家としてこれに賛同することはできません。

続いて、質問で示された事例のように、出生時の性が互いに「異性」であるカップルが子をもうけようとした場合についてですが、この場合も「世代間倫理」を意識しなければなりません。同事例の最高裁判決のポイントには、子の福祉や利益を優先して考えたという点です。このケースでは、すでに子は生まれ

とに子が生まれるという自然な状況とは、やはり異なります。

そして、同性のカップルのもとで育つことが子の心身にどのような影響を与えるかは、今のところよく分かっていません。なぜなら、同性での結婚が、世界で初めて法的に認められたのは二〇〇一年（オランダ）であり、異性カップルによる子育てに比べて、その影響を分析した研究がまだまだ少ないためです。同性カップルの子育ては異性カップルのそれに劣る点はないとする研究結果もありますが、同研究が実施されたのは同性関係が法的に認められている国・地域に限定されており、研究チームはそうした国・地域では同性カップル世帯への態度は好意的になりやすい

ため、この結果が世界で普遍的に当てはまるとは限らない旨を断っています。つまり、日本のように同性関係が法的に認められていない国で子をもうけた場合には、その子にどのような影響が出るかはやはりよく分からないのです。

無論、異性間カップルの世帯で子が成長する過程においても様々な問題が生じ得ますが、同性カップルの場合には、日本では法的に認められていないため、薄い社会的支援や差別などによって、子が成長する際により多くの困難に直面し、苦悩する可能性は否定できません。したがって、生長の家としては生まれ来る子の福祉を優先すべきと考えるため、同性カップルが子をもうけることに積極

んでいないので、その会則の何条をどう改めるかなど具体的な会則文言の変更はまだ決まっていません。しかし、ジェンダーの問題は、男女のうち一方だけが関心をもち、他方は無関心である状態では解決しないことは明らかです。ですから、白鳩会会則では運動の目的を定めた第三条に「ジェンダー平等を含む女性の立場から」光明化に寄与すると定められましたので、それに近い文言が使われると予測できます。

そこで、相愛会の目的を定めた会則の第三条にも、「ジェンダー平等を含む男性の立場から」社会の光明化に寄与するとの表現が採用されたと仮定して、話を進めます。

このような会則改正が行われたならば、最

的に賛同することはできないのです。

Q9

〈Q1〉への答えでは、男性中心な要素が強い日本社会にあつては、「それをより『ジェンダー平等』の方向に変えていくことが重要な目的の一つに定められた」とあります。これは白鳩会の今後の運動の方向性を示すものですが、生長の家相愛会も、この方向性に沿って運動の目的の一つに今後、日本の家庭や社会に残っている男性中心な要素をジェンダー平等の方向に変えていくことが含まれると考えていいのでしょうか？

A

そのように理解していいと思います。生長の家相愛会会則の改正はまだ済

も重要と思われることは、生長の家相愛会の会員が「日本社会にはまだまだ男女不平等が残っている」との現状認識をもつことでしょう。そして、女性の中にはこの現状を「ジェンダー平等」の方向に変えたいと願っている人が大勢いるという理解をもつことです。それができれば、「人間は男女に関わらず神の子である」というのが生長の家の基本教義ですから、女性が男女不平等の社会や家庭で「神の子」の本性を表現しづらかったという環境の改善に、自らが積極的に寄与することが「ジェンダー平等を含む男性の立場」であるということになります。

その環境改善への寄与が、具体的にどのような分野で行われるべきかは、〈Q2〉への答

えの中に、日本社会の男女不平等の実態が具体的に描かれていますから、その中から自分の努力でできることを選び、「ジェンダー平等」の方向への改善を進められたらいいと思います。なお、このことは相愛会員の「個人」の活動として書きましたが、生長の家相愛会

全体として、社会のどんな分野でどう運動を進めるかは、今後、総轄実行委員会や本部の運動企画会議、さらには生長の家参議会で決められると思いますから、その方針を尊重してください。

〈参考文献〉

周司あきら、高井ゆと里著『トランスジェンダー入門』（集英社新書、二〇二三年）

『神の子』は性別によらず

生長の家白鳩会会則改正に伴うジェンダー関連問答集

二〇二四年九月六日

発行所

宗教法人「生長の家」

山梨県北杜市大泉町西井出八二四〇番地二一〇三

電話 (0551) 451-7777

<http://www.jp.seicho-no-ie.org/>

編集・製作

生長の家国際本部運動企画会議

© Masanobu Taniguchi, Seicho-No-Ie, 2024

〈非売品〉